

新たな難病医療費助成制度における 指定医の申請手続について

指定医について

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「法」といいます。）が成立し、平成 27 年 1 月 1 日から新たな医療費助成制度が実施されています。

令和元年 7 月 1 日には、対象疾病が 333 疾病に拡大されたところであり、対象となる患者数も全国で約 78 万人から約 150 万人に増加すると見込まれています。

新制度では、法に基づいて知事の指定を受けた医師（以下「指定医」といいます。）のみが、指定難病患者の医療費助成に係る支給認定申請に必要な臨床調査個人票（診断書）を作成できます。

今後、指定難病患者の診断を行う可能性がある方は、このお知らせの記載内容を確認のうえ、申請の手続をしてください。

指定医には、「難病指定医」と「協力難病指定医」の 2 種類があります。

- ◇ 難病指定医は、新規・更新の支給認定申請に必要な臨床調査個人票を作成することができます。
- ◇ 協力難病指定医は、更新の支給認定申請に必要な臨床調査個人票のみ作成することができます。

指定の有効期間は 5 年間です。更新手続についてはおってお知らせします。

難病患者の方が、生活に身近な地域で診断が受けられる（臨床調査個人票（診断書）が作成できる）よう、指定医申請に御協力くださいますようお願いいたします。

難病指定医の要件

診断又は治療に 5 年以上従事した経験（臨床研修期間含む。）を有する医師のうち、次の①又は②のいずれかに該当する方が対象になります。

- ① 専門医の資格を有する者（「認定医」は専門医に含まれません。）（3～5 ページ参照）
- ② 都道府県知事が行う研修を修了していること
 - ・ 診断書（新規申請・更新申請）を作成するのに必要な知識と技能を有する者

協力難病指定医の要件

- ・ 診断又は治療に 5 年以上従事した経験（臨床研修期間含む。）を有する医師のうち、都道府県知事が行う協力難病指定医に係る研修を修了した者
- ・ 診断書（更新申請）を作成するのに必要な知識と技能を有する者

指定医の申請手続等

申請手続

指定医の指定を受けようとする方は、主として勤務する医療機関が所在する都道府県の知事宛に郵送により申請を行ってください。

必要書類

〔難病指定医〕

必要事項を記載のうえ、次の①～③を提出してください。

- ① 指定医指定申請書・経歴書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医資格を証明する書類の写し、または修了証

〔協力難病指定医〕

- ① 指定医指定申請書・経歴書
- ② 医師免許証の写し
- ③ 修了証

提出先

〒380-8570 長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係(住所記載不要)

その他

・指定医については、氏名や主として勤務する医療機関名等を長野県ホームページに掲載します。

・【注意】「指定医」と「指定医療機関」は別の指定になります。「指定医」の行った診断、治療であっても、「指定医療機関」で行われたものでなければ医療費助成の対象にはなりません。

Q & A

Q. 指定医の申請はどこ都道府県で行ってもよいのか。

A. 主として勤務する医療機関が所在する都道府県の知事宛に申請してください。

Q. 例えば、居住地はA県で、勤務地がB県の場合、申請はどちらにすべきか。

A. 勤務地のB県の知事宛に申請してください。

Q. A県知事の指定を受けた医師が、A県以外の病院にも勤務し、A県以外の病院で診断書（臨床調査個人票）を作成して患者に交付することはできるか。

A. 指定を受けたA県以外でも、臨床調査個人票（診断書）の作成や交付は可能です。

Q. 指定医の指定を受けた場合、すべての指定難病の診断が可能なのか。それとも診断可能な指定難病は限定されるのか。

A. 指定医は、すべての指定難病について診断が可能ですが、できる限りそれぞれの医師の専門分野の範囲で診断するようお願いします。

Q. 知事が行う研修はどうすれば受講できるのか。

A. 長野県健康福祉部保健・疾病対策課ホームページから受講ください。

問合せ先：健康福祉部 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係 TEL026-235-7150

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/nanbyo/siteii.html>

厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	
日本血管外科学会	
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医

認定機関	専門医の資格
日本周産期・新生児医学会	周産期（母体・胎児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医
日本生殖医学会	生殖医療専門医
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医
日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	
日本集中治療医学会	集中治療専門医
日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医
日本専門医機構	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
	病理専門医
	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
アレルギー専門医	
感染症専門医	
老年病専門医	
神経内科専門医	
消化器外科専門医	
呼吸器外科専門医	

認定機関	専門医の資格
日本専門医機構	心臓血管外科専門医
	小児外科専門医
	リウマチ専門医
	小児循環器専門医
	小児神経専門医
	小児血液・がん専門医
	周産期専門医
	婦人科腫瘍専門医
	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医
	放射線治療専門医
	放射線診断専門医
	手外科専門医
	脊椎脊髄外科専門医
	集中治療専門医
消化器内視鏡専門医	